

## 議案第15号

読谷村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

読谷村会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年読谷村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第11条の2 給与条例第18条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第18条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第20条第1項中「この条」を「この条及び次条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第20条の2 給与条例第18条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれ基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して村長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第18条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月27日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實